

平成23年3月15日
関東経済産業局

長野県北部の地震に関するガスの災害特別措置の認可について（新潟県上越市）

関東経済産業局は、本日、長野県北部の地震により、災害救助法が適用された新潟県上越市において、被災したガスの需要家に対する特別措置の認可を行いました。

1. 平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震により、平成23年3月12日付けで新潟県上越市に対して災害救助法を適用することが決定された。
2. 関東経済産業局は、災害救助法適用地域において被災した需要家に対する災害特別措置として、ガス事業法第20条ただし書及び同法第37条の6の2ただし書の規定に基づき、下記事業者から、平成23年3月15日付けで料金その他の供給条件について特別措置（料金の支払期限の延長等）の申請を受け、即日災害特別措置（別紙参照）の認可を行った。
3. 上記措置については、災害救助法の適用日（平成23年3月12日）まで遡及して適用する。
4. なお、今後、被害が深刻化・長期化した場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可を行う予定である。

記

○一般ガス事業者
・上越市

○簡易ガス事業者（供給地点群名）
・えちご上越農業協同組合（三和村南部住宅団地）
・新潟サンリン株式会社（東中島ニュータウン、丸上団地）
・株式会社カネコ商会（三和平成団地）
・日通商事株式会社（春日山団地）

（本発表資料のお問い合わせ先）
関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課
担当者：村山、古川
電話：048-600-0411（直通）

(別紙)

ガス事業についての特別措置の内容

災害救助法適用地域において被災した需要家から申出があった場合、以下の措置を適用する。

①ガスの供給再開に係る臨時工事費の免除

被災によりガスの使用ができなくなり、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、当該工事費を免除（平成23年5月末日までに申し込みがなされた場合）。

②早収期間及び支払期限の延長

平成23年3月（早収期限日が平成23年3月12日以降となるものに限る。）、平成23年4月及び平成23年5月の各ガス料金の早収料金適用期間及び支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長。

③不使用月の料金免除

被災日から全くガスを使用しない（できない）場合のガス料金を、被災日が属する検針月の次の検針月から6ヶ月間に限り、免除。